

19年度安全報告書

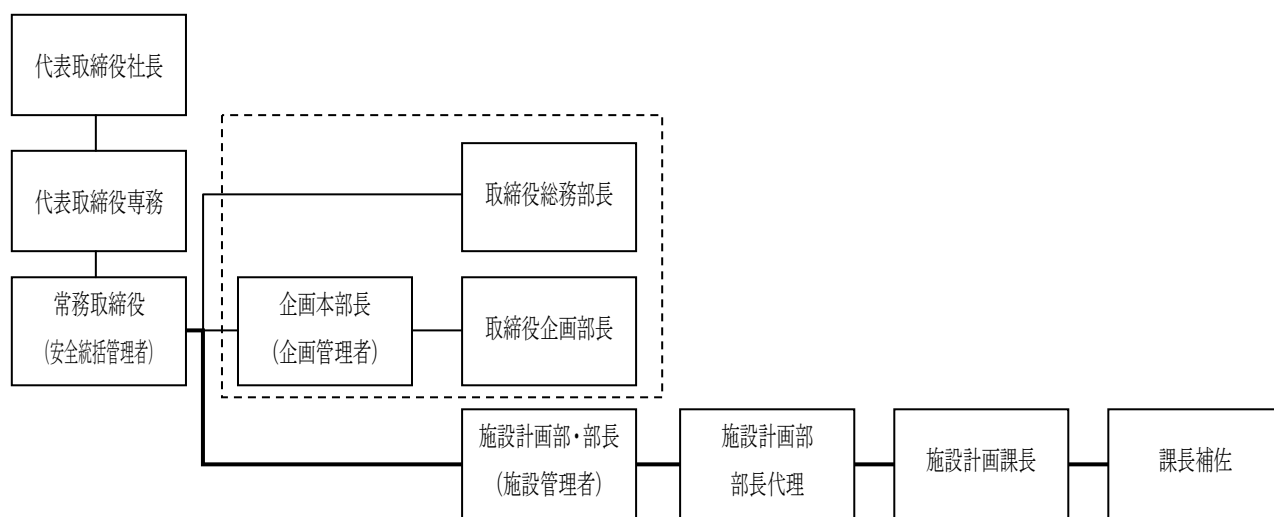
【安全に関する基本的な方針】

1. 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道の施設及び社員を総合活用して、将来の輸送形態を考慮し、鉄道施設の安全の確保（以下、「輸送の安全確保」という。）を行うための管理方針、その他事業活動に関する基本的な方針（以下、「安全方針」という。）は、次の規定によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直します。
2. 社長、役員及び社員（以下、「社員等」という。）の安全に係る安全方針は、次のとおりとします。
 - （1）将来の輸送を考慮した当該路線の鉄道の施設に係る建設計画に基づく鉄道施設の管理に努める。
 - （2）社員等は、鉄道の施設に関する安全確保を最優先とし、一致協力して輸送の安全確保に努める。
 - （3）社員等は、輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「関係法令等」という。）を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。

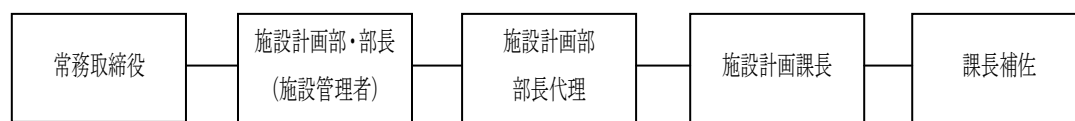
【輸送の安全の確保に関する組織体制】

当社の鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、鉄道施設の管理は第2図のとおりとします。

（第1図） 安全管理体制図



（第2図） 鉄道施設管理体制図



【輸送の安全の確保のために講じた措置】

当社は、北総鉄道(株)の北総線、印旛日本医大駅から成田高速鉄道接続点までの10.7km区間の新線建設工事を行う第三種鉄道事業者であり、鉄道の運行に関しては第二種鉄道事業者である京成電鉄株式会社が行うこととしております。

施工管理体制は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に委託し実施しており、また輸送については今後、第二種鉄道事業者と連携を図りながら輸送の安全確保に関する検討を進めてまいります。

※第三種鉄道事業者：鉄道線路を敷設して第一種鉄道事業者に譲渡するか、又は、第二種鉄道事業者
に使用させる事業であり自ら運送を行わない。

第二種鉄道事業者：第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者が敷設した鉄道線路を使用して運送
を行う事業。

第一種鉄道事業者：自らが鉄道線路を敷設し、運送を行う事業であり、自己の線路の容量に余裕が
ある場合には、第二種鉄道事業者に自己の線路を使用させることができる。

平成20年9月30日
成田高速鉄道アクセス株式会社